

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第三条関係）			別表（第三条関係）		
(略)	(略)	(略)	(同上)	(同上)	(同上)
海上保安学 校学生採用 試験	高卒程度 の者	一 海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる知識又は能力として、次のイ、ロ又はハに掲げるものを備えていること。 イ 英語の知識 ロ 数学及び英語の知識 ハ 論理的な思考力及び表現力 二 採用後の研修又は職務経験を通じて、前号イ若しくはロに掲げる知識又は同号ハに掲げる論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれるとともに、海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。 三・四 (略)	海上保安学 校学生採用 試験	高卒程度 の者	一 海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる知識又は能力として、次のイ又はロに掲げるものを備えていること。 (新設) イ 数学及び英語の知識 ロ 論理的な思考力及び表現力 二 採用後の研修又は職務経験を通じて、前号イに掲げる知識又は同号ロに掲げる論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれるとともに、海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。 三・四 (同上)
(略)	(略)	(略)	(同上)	(同上)	(同上)

(略)

(同上)